

ガイドラインの運用状況について(17年8月～17年10月)

2017年11月17日
スカパーJSAT(株)

Ⅱ-1-1(1) 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明につきましては、2017年8月31日の「経営者連絡会」にて実施しました。

Ⅱ-1-1(2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」は、8月31日の「経営者連絡会」にて実施しました。
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、親会が8月24日、9月28日、10月23日、WGが8月17日、9月7日、10月11日に開催されております。
- ・ 各種施策等についての詳細のご説明は、8月25日、9月29日、10月27日の「事業者連絡会」でも行っております。(「別紙1」参照)

Ⅱ-1-1(3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 適正に運用しております。
- ・ 8月31日の「経営者連絡会」では、有料動画配信サービスを中心に競合動向調査を報告しました。(「別紙2」参照)

Ⅱ-1-1(4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に役務提供開始手続きに至った案件は発生しておりません。

Ⅱ-1-1(5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に送信料未払いにより役務提供停止及び契約解除に至った案件は発生しておりません。

Ⅱ-2-1(1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

Ⅱ-2-2(2) パック・セット組成への関与

- ・ 適正に運用しております。

Ⅱ-2-2(3) プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持(解約防止)を目的として行っております。また8月31日開催の「経営者連絡会」において、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づ

いた施策の実施結果を報告しております。

Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き（に関する適正運用）

- ・ 期間内にチャンネル名称の変更、地位承継のための吸収分割、社名変更が行なわれましたが（詳細については「別紙 3」参照）、ガイドラインに則り適正に運用しております。

Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、8月28日、10月2日に開催いたしました（「別紙 4」参照）。

その他

- ・ 認定申請に関する説明会の開催
110度CS放送での認定申請が9月22日から10月23日に行われた。申請において、申請事業者が当社の作成資料を添付して申請書を作成することから、10月4日に当社が説明会を実施した。説明会の開催通知は、既存の110度CS放送事業者だけではなく、124/128度CS放送での番組供給事業者すべてに対して送付した。
- ・ 110度CS放送 12スロットHD化の申請状況について
HD 17ch、SD 4chが申請されたことが10月27日総務省より発表された。（「別紙 5」参照）今後のスケジュールは、申請内容の審査を行い、電波監理審議会への諮問を経て、来年2018年春に認定となる予定。

以上